

インドネシアのオムニバス法～注目したい改定内容とその影響～

2020年11月2日付けでインドネシアのオムニバス法(雇用創出法)が制定・施行されました。オムニバス法は、これまでの投資やビジネスに関連する様々な法令を見直し、手続きを簡素化することによりインドネシア国内外からの投資誘致や新規事業を促し、更なる雇用創出をさせることを主な目的としています。投資、労働などの11分野において79の法律が改定の対象となり、改定された条文がひとつの法律としてまとめられたものとなっています。しかし、多数の条文において、「細則の決定については政府や大臣によって発表される政令のとおり」とされているため、11月2日付けでオムニバス法の制定・施行したとされていますが、現状では法律の概要が制定された段階であり、細則決定に向けて各関係省庁で調整が行われている状況です。細則の発表は2021年1月～2月を目安に進められているとされています。

また、コロナ禍の影響を受け赤字成長となったインドネシア経済ですが、早期の経済回復対策のためにオムニバス法の制定が急いで行われたとも言われています。コロナ禍の中、当初の予定よりも前倒して発表されたことから、国民への情報開示・説明が不十分であったとされ、労働者に不利な記載がされている等のデマ情報が広がり、大規模なデモに繋がっているようです。また、国会内での法律制定過程に問題があると憲法裁判所に異議申し立てが多数されていることもあり、実際に施行はされるのか、いつから運用が適応されるのか等については現時点では未定とされており、このオムニバス法については未確定要素が非常に多い状況です。

上述のとおり、細則の決定については今後発表される政令の内容次第となりますが、今回のレポートでは、既に制定されたオムニバス法の中で主に、投資、ビザ、労働・雇用関係について改定された内容を一部ご紹介いたします。

【改定内容とその影響】

■投資関係

従来のインドネシアでは、会社登記から事業を操業開始するまでには、複数の省庁において、それぞれの許認可を取得する必要がありました。この複雑な手続きのために、外国投資の機会を逃していると考えたジョコ・ウィド政権は海外からの投資を呼び込みやすくするために、これまでも投資手続きの簡素化を行ってきました。代表的な改善として、インドネシア投資調整庁(BKPM)を筆頭に、会社登記に必要な諸手続きを3時間で完了させる通称3時間投資許認可サービスの導入、各省庁への申請を一本化し、オンライン上で手続きが可能となるオンライン・シングル・サブミッション(OSS)の導入・運用を行ってきました。しかし、許認可権限を持っている中央省庁、地方の関係官庁との連携を再構築することは容易ではなく、OSSで会社登記や取得できる許可の手続きが完了していても、事業内容別に追加の許認可取得手続きが必要となっていました。

この度のオムニバス法では、更なる投資手続きの簡素化を図り、各企業が横一線で取得する許認可ベースからリスクベースへ変更することが定められています。従来の許認可ベースでは、事業内容や業種を問わず全事業において操業するために必要な許認可取得が横一線で義務付けられていましたが、必要な許可の種類が多岐に渡り、追加取得する許認可について判断しにくく、煩雑な手続きや確認・プロセスに長い時間を要してきました。それに対し、新たに定められたリスクベースでは、事業のリスク度合いにより事業運営において操業を行うために必要最低限な登録手続きや許認可取得のみを行い、煩雑な手続きをなくすというものです。リスク要素とは①健康、②安全、③環境、④資源利用の4つとし、リスクが低いとされる事業においては、従来はOSS上での事業基本番号(NIB)の登録手続きが完了した後に、事業許可、環境許可、営業許可等の取得が

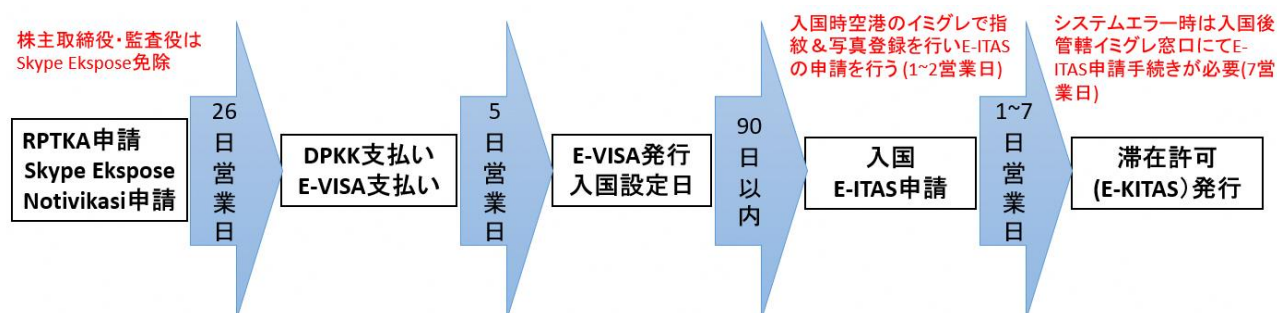
必要だった手続きが、OSS 上での NIB 登録のみ手続きを行えば操業開始が可能とされています。しかしリスクベースとなった際の判断基準等が現時点では定まっていないことから、細則が出るまでは従来どおりの手続きを行う必要があるようです。

外国資本企業(PMA)の最低資本金については今回のオムニバス法では触れられておらず、従来どおり 1 事業につき最低 100 億ルピア、最低振込額は 25%については変更がなく、残念ながら外国企業にとってインドネシア投資のハードルが下がったとは言えない状況です。なお、投資禁止業種は、20 業種から以下の 6 業種へと削減され、禁止業種での内資と外資の区別は廃止されています。(①大麻栽培・麻醉製造、②賭博・カジノ、③ワシントン条約付属書に記載のある魚種捕獲、④珊瑚礁の利用・採取、⑤科学兵器製造、⑥オゾン層を破壊する化学原料製造)

■ビザ関係

この度のオムニバス法では訪問ビザに投資準備が追加されています。これまでも株主保有役員または監査役は外国人雇用計画(RPTKA)が不要とされていましたが、今回は業務訪問、特定期間における調査等も追加対象とされました。しかしながら、詳細については記載がないため、今後発表される細則の内容をよく確認する必要があります。細則が発表されるまでは査証種類の変更がないものとされていますので、これまでどおり以下の電子ビザ(E-Visa)申請の流れに基づいた手続きとなりそうです。

2020 年 10 月 13 日より一部ビザの発給(ビジネス関連等)が E-Visa の形で再開され、在外公館での手続きは不要となりました。取得後は Email で送付された E-Visa を印刷し、インドネシア入国時に持参する必要があります。



■労働・雇用関係

インドネシアの最低賃金は州別(UMP)、県・市別(UMK)、産業またはセクター別(UMSK)の3つのカテゴリで決定されてきましたが、今回のオムニバス法ではセクター別最低賃金については記載がなく UMSK の廃止とも読み取れます。これまで、最低賃金の決定は該当年の最低賃金+{今年の最低賃金×(インフレ率+経済成長率)}の計算式を基に決定され、雇用主側はその金額を指標として従業員の昇給額を決定してきました。しかしオムニバス法では最低賃金上昇率の算出方法を、これまでの「インフレ率と経済成長率」から「インフレ率または経済成長率」にすると記載されており、雇用主側は金額が低い方を、従業員側は金額が高い方を希望する傾向にあるため、UMSK の廃止が確実となった場合は労使間での賃金設定についての交渉が非常に重要になってくる可能性があります。各地の最低賃金決定額は、次回のレポートにて取り上げる予定です。

契約社員については、これまでは初回の契約期間満了後は契約延長が 1 回のみ可能とされていましたが、オムニバス法には契約延長、契約期間についての細則は政令に基づくとされています。従って、これまでの労働法(2003 年制定)の内容が引き継がれる形となりますが、長期休暇と残業時間については以下のとおり変更が明記されています。

	労働法より	オムニバス法より
長期休暇	勤続 6 年を満了した場合 7 年目に 1 ヶ月、8 年目に 1 ヶ月間の休暇を付与	削除 ただし既に就業規則または労働協約で定まっている会社は継続
1 日の残業時間	最長 3 時間	最長 4 時間
週の残業時間	最長 14 時間	最長 18 時間

年末に近づき州別、県・市別の最低賃金が確定していく時期になると特に雇用主側にとっての不安要素は昇給額決定に向けた賃金設定及び調整や就業規則等の見直しかと思えます。しかし、上記で述べたとおりオムニバス法の内容については現時点では不明確な箇所が非常に多く、今後発表される細則によって解釈が大きく異なってくる可能性があります。現時点で早急にオムニバス法に基づいた内容に変更を行うのではなく、各関係省庁からの細則が発表されるまでは様子を見た方が無難かと思われまます。オムニバス法については細則の発表等の新たな情報が入り次第アップデート版として引き続きレポートいたします。

※このレポートは 2020 年 11 月 26 日現在での情報です。

(参照元：在インドネシア日本国大使館ホームページ <https://www.id.emb-japan.go.jp/>)

：インドネシア法務人権省入国管理総局ホームページ <https://www.imigrasi.go.id/>

：インドネシア投資調整庁ホームページ <https://www8.bkpm.go.id/>

：インドネシア法律刷新局ホームページ <https://www.bpk.go.id/>

：日本貿易振興機構ホームページ <https://www.ietro.go.jp/>)

以上

★岡山県インドネシアビジネスサポートデスク (PT. JC内) 概要★

所在地：Rukan Tanjung Mas Raya Blok B-1 No. 46

Jl. Raya Lenteng Agung, Tanjung Barat, Jagakarsa,

Jakarta Selatan 12530 INDONESIA

デスク担当者：PT.JC 武井 和宏 (たけい かずひろ)

対象エリア：インドネシア全域

※「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のインドネシアでの事業展開を支援しています(岡山県から公益社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会に業務を委託)。ご利用に当たっては、「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」利用の手引きをご覧のうえ、岡山県産業企画課マーケティング推進室(電話 086-226-7365)までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のインドネシアでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応しておりません。